

株 主 各 位

## 第26期定時株主総会招集ご通知 (交付書面に含まれない事項)

- ①新株予約権等の状況
- ②会計監査人の状況
- ③業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等に関する基本方針
- ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
- ⑤連結計算書類の連結注記表（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
- ⑥計算書類の株主資本等変動計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
- ⑦計算書類の個別注記表（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.monotaro.com/main/ir>）に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

株式会社 **MonotaRO**

# 1. 新株予約権等の状況

## (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年12月31日現在)

		第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日		2019年3月26日	2020年3月26日
新株予約権の数		85個	77個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 15,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 626円	1株当たり 782円
権利行使期間		2021年4月25日から 2029年2月28日まで	2022年4月24日から 2030年2月28日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役及び執行役	新株予約権の数	7個
		目的となる株式数	1,400株
		保有者数	1名
		新株予約権の数	16個
		目的となる株式数	3,200株
		保有者数	2名

(注) 新株予約権の行使の条件

(第15回新株予約権～第16回新株予約権)

1. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使期間開始時まで当社またはその子会社に在籍し、権利行使時において、当社の執行役であることを要する。ただし、権利行使期間が開始した後、権利行使時に執行役の地位を有していない場合に関しては、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得したときは行使を認める。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。  
その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaR0新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 2. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の金額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の重要な子会社であるNAVIMRO Co., Ltd.、PT MONOTARO INDONESIA及びIB MONOTARO PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらに相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人に法令に違反及び抵触する行為が認められた場合、または会計監査人が一般に要求される監査の品質を保持できないと認められると判断した場合に、監査委員会は当該会計監査人の不再任を目的とする株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項の契約は締結しておりません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等に関する基本方針

当社は、会社法第416条第1項第1号ロに規定する「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」及び同号ホに規定する「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を以下のとおり定めるものとします。

#### [監査委員会の職務の執行のために必要なもの]

#### 1 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行に係る事項について調査をする必要が生じた場合には、当該委員会の委員長である取締役は、その調査に積極的に協力する義務を負うものとする。職務を補助すべき使用人に関しては、経営監査室の構成員を2名以上とし、その使用人が、監査委員会の職務の補助を行う。

#### 2 1の取締役及び使用人の当社執行役からの独立性に関する事項（第2号）

当社は、経営監査室に属する使用人の任命、人事異動、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項については、監査委員会の承認を得たうえで決定する。

#### 3 当社監査委員会の1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（第3号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行に係る事項について調査をする必要が生じるも、当該委員会の委員長である取締役の協力が不十分であると監査委員会が判断するときは、監査委員会は、適時にその旨を取締役会で報告することにより、取締役全員の周知の下、協力を積極的に仰いでいくものとする。

当社は、執行役及び使用人に対して、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関し、当該使用人が監査委員会の指揮命令に従う旨及び監査を行ううえで必要な情報の収集権限を有する旨を周知徹底する。

#### 4 次に掲げる体制その他の当社監査委員会への報告に関する事項（第4号）

(1) 当社取締役（監査委員である取締役を除く。）及び執行役並びに使用人が監査委員会に報告するための体制（第4号イ）

- ① 執行役社長は、監査委員会に対して、執行役会及び部門長会において、審議報告された案件について、報告を行うものとし、その他必要に応じて、適宜、監査委員らと意見交換の場を持つこととする。
- ② 執行役社長は、経営監査室が実施した内部監査の結果については、必ず、監査委員会へも報告する体制を確保する。
- ③ 内部通報制度についての体制を整備し、これにより、取締役、執行役又は使用人等の職務遂行に関する不正行為、その他法令・定款違反をするおそれ、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。

(2) 当社子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告するための体制（第4号ロ）

- ① 子会社の取締役及び使用人等は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当社は、主要な子会社に内部通報制度を整備させ、当該制度を通じた報告が子会社の関係機関のみならず、当社監査委員会及び当社のコンプライアンス統括部署にもなされる体制を確保することにより、子会社の取締役及び使用人等の職務執行に関する不正行為、その他法令・定款違反をするおそれ、又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が当社監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。
- ③ 当社は、当社経営監査室が実施した子会社に関する内部監査の結果については、必ず、当社監査委員会へも報告する体制を確保する。

**5 4の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（第5号）**

当社は、監査委員会への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、この旨を執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。

**6 当社監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（第6号）**

監査委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**[業務の適正を確保するための体制]**

**1 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に係る事項（会社法施行規則第112条第2項第1号）**

当社は、社内規則に則り情報を保存及び管理し、社外への漏洩防止に必要な措置を講じる。

**2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第2号）**

- ① 当社は、リスク管理規程を定めるとともに、リスクの種類毎に担当責任者及びマニュアルに基づくリスク管理手順を定め、適切な管理体制を構築・運営させる。
- ② 経営監査室は、リスク管理体制の運用状況を毎年1回以上、確認し、執行役社長及び監査委員会に報告する。
- ③ 新たなリスクが生じた場合、速やかに執行役社長が対応責任者となり、その対応を図る。

**3 当社執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（第3号、第4号）**

- ① 当社は、執行役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、高い倫理観と道徳観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう「コンプライアンスガイドライン」を定め、これに従った運用を行い、コンプライアンス委員会を設置し、その推進を図る。
- ② 当社は、内部通報制度を設置する。
- ③ 当社は、通常業務に関する重要事項について、執行役会及び部門長会で審議し、その内容を監査委員会に定期的に報告する。
- ④ 当社は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。
- ⑤ 経営監査室による内部監査を実施し、執行役社長及び監査委員会に対して報告する。

**4 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制（第5号）**

(1) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下、(1)②、(3)及び(4)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（第5号イ）

- ① 当社は、子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対して、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ② 当社は、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じて、子会社取締役等又は使用人に、当社の取締役会に出席することを求める。

- (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第5号ロ）
- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社に対しリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - ② 経営監査室は、子会社のリスク管理体制の運用状況を定期的に確認し、代表執行役及び監査委員会に報告する。
- (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（第5号ハ）
- ① 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の効率的な運営に資するため、子会社管理規程を策定する。
  - ② 子会社は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。
- (4) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（第5号ニ）
- ① 当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
  - ② 当社は、子会社に、子会社監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役等及び使用人の職務執行を監査する体制を構築させる。
  - ③ 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
  - ④ 当社は、子会社に内部通報制度を設置させる。

#### 〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

経営監査室は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないか等を独立した立場から検証すべく、各部門に対して定期的に業務監査を実施しております。監査を通して顕在化した問題点は、被監査部門に対してその場で改善勧告を行うほか、監査委員会及び代表執行役に報告され、適時の改善がなされております。また、法務部門、経営管理部門及び経営監査室が中心となり、定期的な研修や監査を通じて、関係各部門及び当社子会社に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

注) 2026年2月3日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

現在の運用状況の実態の反映、「コンプライアンス・トレーニング・マニュアル」の「コンプライアンスガイドライン」への規定名の変更に伴う修正及び文言統一のため、次のとおり改定いたしました。

#### 【改定の内容】

- (1) 以下の各項において、主体を「執行役社長」から「当社」に変更した。  
〔監査委員会の職務の執行のため必要なもの〕第2項、第3項、第4項(2)②③、第5項、〔業務の適正を確保するための体制〕第1項、第2項①、第3項①②③④、第4項(1)①②、(2)①②、(3)①、(4)①②④
- (2) 〔業務の適正を確保するための体制〕第4項(2)②の報告先を「執行役社長及び監査委員会」から「代表執行役及び監査委員会」に変更した。
- (3) 〔業務の適正を確保するための体制〕第3項①の「コンプライアンスマニュアル」を「コンプライアンスガイドライン」に変更した。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,042	497	101,469	△747	103,260
当期変動額					
新株の発行	6	6			12
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		△370			△370
剰余金の配当			△12,422		△12,422
親会社株主に帰属する当期純利益			32,434		32,434
自己株式の取得				△138	△138
自己株式の処分		123		9	133
持分法の適用範囲の変動			△735		△735
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6	△241	19,276	△128	18,913
当期末残高	2,048	256	120,746	△876	122,174

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	390	21	412	29	564	104,267
当期変動額						
新株の発行						12
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減						△370
剰余金の配当						△12,422
親会社株主に帰属する当期純利益						32,434
自己株式の取得						△138
自己株式の処分						133
持分法の適用範囲の変動						△735
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△79	△2	△81	△13	△151	△246
当期変動額合計	△79	△2	△81	△13	△151	18,666
当期末残高	311	19	330	16	413	122,933

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	NAVIMRO Co., Ltd. PT MONOTARO INDONESIA IB MONOTARO PRIVATE LIMITED MONOTARO TECHNOLOGIES INDIA PRIVATE LIMITED 物太郎（上海）貿易有限公司 新光マスク株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する関連会社の状況

関連会社の数	1社
関連会社の名称	株式会社アルダグラム

なお、株式会社アルダグラムについては、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちIB MONOTARO PRIVATE LIMITED及び、MONOTARO TECHNOLOGIES INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は、3月31日であります。連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 棚卸資産

- ・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
なお、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- ・未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

##### ③ 引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

##### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主に期間定額基準を採用しております。

過去勤務費用については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、連結子会社1社は、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）によって計上しております。

##### ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主にインターネットを通じて工場用間接資材の販売を行っております。

当該事業においては、顧客に商品を引き渡すことを履行義務としており、その大部分を占める国内販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識してまいります。

- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		16,458百万円
(2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額	土地	318百万円
	機械及び装置	171百万円
	工具、器具及び備品	305百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	501,351,000株	10,000株	一株	501,361,000株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	4,445,095株	51,065株	50,108株	4,446,052株

（注）1. 普通株式の自己株式の増加51,065株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加50,200株、譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の無償取得による865株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少50,108株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	4,969	10.0	2024年12月31日	2025年3月26日
2025年7月31日 取締役会	普通株式	7,453	15.0	2025年6月30日	2025年9月9日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2026年3月26日開催予定の第26期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	8,944	利益剰余金	18.0	2025年12月31日	2026年3月27日

## (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2016年7月28日 取締役会決議分	2017年7月28日 取締役会決議分	2018年3月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,000株	1,600株	2,400株
新株予約権の残高	5個	4個	6個

	2019年3月26日 取締役会決議分	2020年3月26日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,200株	4,800株
新株予約権の残高	16個	24個

## 6. 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等の金融資産に限定し、資金調達については銀行借入により行う方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

営業債権は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理方針に従い顧客ごとに与信限度額を設定し、限度を超える注文に関しては前払で対応する等、不良債権の発生に対する未然防止を行っております。また、支払期日を超過する顧客に対しては、一定期日ごとに督促状を発行する等の措置をとり、債権回収率の向上に取り組んでおります。

差入保証金は、主に建物等の賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されていますが、差入れ先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を行っております。

投資有価証券は、関連会社株式であり、発行会社の財務状況等により価値が変動するリスクに晒されていますが、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。またその一部は、商品の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、日次業務として手許資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（関連会社株式 連結貸借対照表計上額 1,455百万円）及び差入保証金のうち返還予定が合理的に見積もれないもの（連結貸借対照表計上額 193百万円）については含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 差入保証金	3,167	2,446	△721
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金	120 △120		
	—	—	—
資産計	3,167	2,446	△721
(1) 長期借入金	13,000	12,438	△561
負債計	13,000	12,438	△561

※1. 破産更生債権等は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

※2. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## (3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額及び金銭債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預金	47,293	—	—	—	—	—
受取手形及び売掛金	41,384	—	—	—	—	—
電子記録債権	1,229	—	—	—	—	—
未収入金	9,404	—	—	—	—	—
差入保証金	793	—	—	4	1,078	1,290
資産計	100,105	—	—	4	1,078	1,290
買掛金	25,018	—	—	—	—	—
短期借入金	109	—	—	—	—	—
未払金	15,268	—	—	—	—	—
未払法人税等	8,897	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	634	1,902	1,902	8,560
負債計	49,294	—	634	1,902	1,902	8,560

※1. 破産更生債権等は回収時期を合理的に見積もることができないため、記載しておりません。

※2. 差入保証金のうち償還予定が合理的に見積もれないもの（連結貸借対照表計上額 193百万円）は含めておりません。

## (4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,446	—	2,446
長期借入金	—	12,438	—	12,438

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 差入保証金

差入保証金の返還見込額を貸借期間に対応した国債の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

元利金の合計額と同様の新規取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、インターネットを利用した工場用間接資材の通信販売を主たる事業とする単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項」の「⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高（百万円）	期末残高（百万円）
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	32,556	41,384
電子記録債権	1,013	1,229
契約負債	58	70

契約負債は、顧客との販売契約における支払条件に基づいて、顧客から受け取った前受金に関するものであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首の契約負債に含まれていた額は58百万円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 246円53銭

(2) 1株当たり当期純利益 65円27銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実と資本効率の向上により更なる企業価値向上を図るため。

### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 800万株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.61%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円 (上限)                                    |
| (4) 取得期間       | 2026年2月4日～2026年12月30日                         |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                               |

(自己株式の消却)

当社は、2026年2月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記のとおり決議しました。

### 1. 消却に係る事項の内容

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式                      |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記 (自己株式の取得) により取得した自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日     | 未定                          |

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	本 金	そ の 資 利	の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 合 計	本 金 剰 余 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,042	846	432	1,278	375	102,814	103,189	△747	105,762	28	105,790		
当 期 変 動 額													
新 株 の 発 行	6	6		6					12		12		
剰 余 金 の 配 当						△12,422	△12,422		△12,422		△12,422		
当 期 純 利 益						32,659	32,659		32,659		32,659		
自 己 株 式 の 取 得								△138	△138		△138		
自 己 株 式 の 処 分			123	123				9	133		133		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										△12	△12		
当 期 変 動 額 合 計	6	6	123	129	-	20,236	20,236	△128	20,244	△12	20,231		
当 期 末 残 高	2,048	852	555	1,408	375	123,051	123,426	△876	126,006	16	126,022		

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・ 未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主にインターネットを通じて工場用間接資材の販売を行っております。

当該事業においては、顧客に商品を引き渡すことを履行義務としており、その大部分を占める国内販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

#### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		15,527百万円
(2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額	土地	318百万円
	機械及び装置	171百万円
	工具、器具及び備品	305百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	金銭債権	115百万円
	金銭債務	4百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
売上高		163百万円
仕入高		65百万円
営業取引以外の取引高		17百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数		
普通株式		4,446,052株

#### 7. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
未払事業税		433百万円
賞与引当金		127百万円
貸倒引当金		85百万円
退職給付引当金		180百万円
資産除去債務		980百万円
譲渡制限付株式報酬		130百万円
未払事業所税		7百万円
子会社株式評価損		1,620百万円
その他		123百万円
繰延税金資産合計		3,689百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		695百万円
その他		30百万円
繰延税金負債合計		725百万円
繰延税金資産（純額）		2,964百万円

##### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ① リース資産の内容

有形固定資産

物流倉庫用設備（機械及び装置）及びフォークリフト（車両運搬具）及び物流倉庫用備品（工具、器具及び備品）であります。

#### ② リース資産の減価償却の方法

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### (2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,784百万円
1年超	17,823百万円
合計	21,607百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	鈴木雅哉	(被所有) 直接 0.25%	当社取締役会長 代表執行役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	30百万円	—	—
役員	田村咲耶	(被所有) 直接 0.01%	当社取締役 代表執行役社長	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	21百万円	—	—
役員	甲田哲也	(被所有) 直接 0.01%	当社 執行役副社長	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	14百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価格は、2025年3月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 253円58銭

(2) 1株当たり当期純利益 65円73銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実と資本効率の向上により更なる企業価値向上を図るため。

### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 800万株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.61%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円 (上限)                                    |
| (4) 取得期間       | 2026年2月4日～2026年12月30日                         |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                               |

(自己株式の消却)

当社は、2026年2月3日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記のとおり決議しました。

### 1. 消却に係る事項の内容

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式                      |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記 (自己株式の取得) により取得した自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日     | 未定                          |